

障害福祉サービス等に係る基準の県条例化に伴う意見の募集について(報告)

1 経緯

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が、平成23年5月2日(「第1次一括法」)、平成23年8月30日(「第2次一括法」)に公布されました。地方自治体の自主性の強化と自由度の拡大を目的に、義務付け・枠付けの見直しが行われ、これまで政省令で示されていた施設の設置基準等を県が条例化することとなりました。

障害福祉に係る基準条例は、1年間の経過措置の間に検討を行い、平成25年4月1日の制定を予定しています。

2 障害福祉関係の基準省令

条例化する基準は次のとおりです。

(児童福祉法関係)

- 1 「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」
- 2 「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」
- 3 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(旧児童福祉施設最低基準)」(障害児に係る部分)

(障害者自立支援法関係)

- 4 「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」
- 5 「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」
- 6 「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」
- 7 「障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」
- 8 「障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準」
- 9 「障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」

3 基準の類型

条例化にあたって、基準には3つの区分があります。

区分	内容	法的効果
「従うべき基準」	人員配置基準、居室面積基準、人権に直結する運営基準(人権侵害に関する防止等)等	必ず適合しなければならない基準
「標準」	利用定員に関する基準	通常よるべき基準
「参酌すべき基準」	従うべき基準及び標準以外の設備及び運営に関する基準	十分参照しなければならない基準

4 意見の募集方法

十分参照した結果としてならば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることができる「参酌すべき基準」について、関係各団体に御意見をお聞きするため文書を発出し、メール、FAX等で回答をいただくこととしました。

5 スケジュール

H24	～4月末	関係各団体から意見募集
	～7月	県障害者施策推進協議会及び県自立支援協議会への結果報告・検討
	12月	県議会議決
H25	～3月	周知期間
	4月	施行

各障害福祉関係団体及び障害児者団体代表者 殿

山梨県福祉保健部障害福祉課長

障害福祉サービス等の基準条例の制定に係る意見の聴取について (依頼)

日頃から、県障害福祉行政に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第1次及び第2次一括法)が公布され、地方の独自性を発揮するため、これまで各省令によることとされていた施設等の人員、設備及び運営に関する基準等について、平成25年4月1日までに県条例で定めることとなりました。

この基準の条例化にあたり、省令に必ず適合させるものは「従うべき基準」、通常よるべきものは「標準」とされ、一方、十分に参酌すれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許されるものは「参酌すべき基準」とされたところです。

つきましては、「参酌すべき基準」について御意見がございましたら、別紙様式により、平成24年4月27日(金)までに、御送付くださるようお願いいたします。省令の条文の数が多いため、基準の内容については、お手数ですがインターネットで閲覧ください。

アドレス：<http://www.pref.yamanashi.jp/shogai-fks/index.html>

(県障害福祉課ホームページ掲載「障害福祉サービス等の基準条例化について」)

なお、各団体に支部等の組織がある場合は、内容について支部等に御周知くださるよう重ねてお願いいたします。

(送付先) ※件名を「基準条例制定に係る意見」としてください。

・電子メール shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

・ファックス 055-223-1464

・郵 送 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県障害福祉課 自立支援担当あて

(児童福祉法)

- 1 「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」
- 2 「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」
- 3 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(旧児童福祉施設最低基準)」(障害児に係る部分に限る)

(障害者自立支援法)

- 4 「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」
- 5 「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」
- 6 「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」
- 7 「障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」
- 8 「障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準」
- 9 「障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」

山梨県 福祉保健部 障害福祉課 自立支援担当
TEL 055-223-1463、FAX 055-223-1464